

ヤマナカ田原店

大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

届出概要

開店時刻を午前10時から午前9時30分に繰上げ、閉店時刻を午後9時から午後11時に繰下げる。そして、駐車場利用時間帯を「午前9時から午後11時30分まで」、荷捌時間帯を「午前6時から午後10時まで」に変更する。（法附則第5条1項）

届出事項

1	届出年月日		平成16年2月27日	
2	店舗名称		ヤマナカ田原店	
	店舗所在地		田原市東赤石5-31	
3	変更をする日		平成16年3月21日	
4	届出事項	変更前	変更後	
(1)	設置者	名称	株式会社ヤマナカ	
		代表者	代表取締役 中野 義久	
		住所	名古屋市東区葵三丁目15-31	
		備考	なし	
	小売業者	名称	株式会社ヤマナカ	変更前に同じ
		代表者	代表取締役 中野 義久	同
		住所	名古屋市東区葵三丁目15-31	同
		備考	なし	同
(2)	店舗面積	1,617 m ²	同	
(3)	駐車	位置	別紙図面のとおり	同
		台数	110 台	同
	駐輪	位置	別紙図面のとおり	同
		台数	50 台	同
	荷捌	位置	別紙図面のとおり	同
		面積	114m ²	同
	廃棄	位置	別紙図面のとおり	同
		容量	42.0 m ³	同
(4)	営業	開店時間	午前10時（年間100日午前9時）	午前9時30分（年間100日午前9時）
		閉店時間	午後9時	午後11時（年間150日午後11時30分）
	駐車場利用時間帯		午前9時30分（年間100日午前8時30分）から午後9時30分まで	午前9時（年間100日午前8時30分）から午後11時30分（年間150日午後12時、一部午後10時）まで
	駐車場	出入口数	11箇所	変更前に同じ
		出入口位置	別紙図面のとおり	同
	荷捌時間帯		午前5時から午後9時まで	午前6時から午後10時まで
業態	食料品専門店			
用途地域	第2種住居地域			
参考	平成7年4月開店			

ヤマナカ田原店

I 施設の配置及び運営方法関連事項

1 駐車需用の充足・周辺地域の利便確保のための配慮

(1) 交通に係る事項

① 荷捌施設の整備等

ア 荷捌施設の整備

停車位置	専用出入口・通路	面積	時間外搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	隔離	114m ²	あり	10分	2台	7台	

イ 計画的な搬入

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待スペース	評価
7:00~8:00	7台	17:00~18:00	12:00~13:00	なし	必要なし	

② 経路の設定等

(1) 車両関係

ア 来客車関係

案内表示	案内員の配置	生活道路の回避	通学路の回避	右折経路	右折用車線	右折入庫
なし	配置なし	非回避	非回避	あり	なし	あり

イ 搬出入車両関係

通学路の有無	登下校時間の運行	登下校時間の交通整理員	評価
あり	あり	非配備	

2 生活環境悪化防止関係

(1) 騒音発生に係る事項

① 騒音問題対応策

ア 一般的対策

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	30 m	なし	自動車走行	0 m	なし	特になし
西方向	3 m	なし	室外機、荷さばき	2 m	なし	特になし
南方向	なし	なし	自動車走行	0 m	なし	特になし
北方向	15 m	なし	自動車走行	0 m	なし	特になし

遮音壁の悪影響	評価
なし	

イ 荷捌・営業活動の騒音対策

荷捌施設建築計画面での配慮	特になし
荷捌施設運営面での配慮	アドリクストップ、夜間・早朝の作業の禁止、作業人員への騒音防止意識の徹底
荷捌施設機器選択面での配慮	特になし
放送設備使用面での配慮	屋外放送なし

ウ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

冷却塔、室外機からの騒音	遮音壁の設置
給排気口からの騒音配慮	特になし
駐車場からの騒音配慮	一部駐車場夜間閉鎖
廃棄物収集作業に伴う騒音配慮	夜間・早朝の作業の禁止

ヤマナカ田原店

② 騒音の予測評価

予測対象騒音	定常騒音	冷却塔 冷凍室外機	空調室外機	17	給排気口	23	変電施設	浄化槽	ポンプ	エンジン等
	変動騒音	ゴミ収集作業	BGM		アナウンス		台車走行			
		自動車走行	荷捌アトリング		後進警報ブザー					
衝撃騒音	荷降し音	台車走行								
建物の構造(高さ)		S造平屋建〔高さ8.4m〕								

ア 等価騒音レベル予測

		西(A1.2m)	西(A4.7m)	北(B1.2m)	東(C1.2m)	東(D1.2m)
用途地域		第2種住居地域	第2種住居地域	第1種中高層住居専用地域	第2種住居地域	第2種住居地域
昼間基準値		55 dB	55 dB	55 dB	55 dB	55 dB
夜間基準値		45 dB	45 dB	45 dB	45 dB	45 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	50.7 dB	50.8 dB	40.0 dB	43.2 dB	39.8 dB
	評価	○	○	○	○	○
設置者	夜間等価騒音レベル	34.2 dB	39.4 dB	34.3 dB	36.5 dB	35.6 dB
	評価	○	○	○	○	○
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当	妥当
	夜間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当	妥当

		南(E1.2m)
用途地域		市街化調整区域
昼間基準値		55 dB
夜間基準値		45 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	36.2 dB
	評価	○
設置者	夜間等価騒音レベル	30.7 dB
	評価	○
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当
	夜間等価騒音レベル検証	妥当

イ 夜間における騒音ごとの予測

A 商工業系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの有無						なし
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か						なし
上記A・Bの具体的内容						
		西(a1.2m)	西(a4.7m)	北(b1.2m)	東(c1.2m)	東(d1.2m)
用途地域		第2種住居地域	第2種住居地域	第1種中高層住居専用地域	第2種住居地域	第2種住居地域
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	なし	なし	なし
基準値		40dB	40dB	40dB	40dB	40dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	34.7dB	39.7dB	36dB	37.6dB	37.2dB
	評価	○	○	○	○	○
設置者	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	11.4dB	17.9dB	39.5dB	44.7dB	44.2dB
	評価	○	○	○	△	△
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当	妥当
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当	妥当	妥当	妥当	妥当
		南(e1.2m)				
用途地域		第2種住居地域				
基準値を5dB減ずる要因		なし				
基準値		40dB				
設置者	定常騒音の騒音レベル	32.1dB				
	評価	○				
設置者	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	34dB				
	評価	○				
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当				
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	妥当				

(c、dについて)

cの実測(午後10時~0時 等価騒音 51.3dB)により、cにおいて周辺道路交通の影響が大きく駐車場利用車両の影響は小さいことがわかった。また、cにおいて問題がないため、より道路に近いdにおいては問題がないものと考えられる。

ヤマナカ田原店

(2) 廃棄物関係

悪臭問題関係配慮	生ゴミ保管用に冷蔵設備あり
衛生問題関係配慮	特になし

	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	指針容量	見かけ比重の変更	判定
紙廃棄物用	17.00 m ³	1日	0.52 t	0.10 t/m ³	5.20 m ³	変更なし	
空缶・空き瓶	12.50 m ³	1日	0.06 t	0.10 t/m ³	0.60 m ³	変更なし	
厨芥・その他	12.50 m ³	1日	0.45 t	0.15 t/m ³	3.00 m ³	変更なし	
合計	42.00 m ³	-	-	-	8.80 m ³	-	
保管日数の設定根拠	当店舗の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

廃棄物排出量を減少させる要因		廃棄物排出量を増加させる要因	
ダンボール不使用納品の実施	なし	空缶・空き瓶の回収箱設置	あり
生ゴミ堆肥化施設の使用	なし	食品トレー・ペットボトルの回収箱設置	あり
廃棄物等圧縮機の使用	なし	食品加工場の設置	あり
脱水装置の使用	なし	物販店以外の施設との保管施設の共有	なし

位置・構造	適正な分別の実施		分別廃棄を実施	
	搬出作業の利便性の確保	なし	夜間・早朝の作業の禁止	あり
	搬出作業の騒音・悪臭対策の確保	なし	生ゴミ保管施設の温度管理等の実施	あり
	生ゴミ保管施設の気密性の確保	あり		

十分な搬送頻度の確保	1日1回の搬出
繁忙期の特別な措置	搬出回数を増便
運搬(予定)業者(免許番号)	有限会社イワタ興業(02300053085)
敷地内処理の配慮	すべて敷地外処理
廃棄物運搬・処理実施要綱等の制定	なし
食品加工場併設の場合の運営上の配慮	特になし

評価

市町村の意見概要	対応
浄化槽における水質基準の確保や周辺の地域の生活環境への配慮に努めること。	水質が悪化し生物化学的酸素要求量が基準を超過していたため、水質改善のための処置を実施したところ、基準以下となりました。今後も水質基準の確保及び生活環境への配慮に努めます。

住民等の意見概要	対応
意見なし	-

県の意見案に至る考え方
市町村の意見に対する対応をはじめ設置者の対応は概ね妥当なものであると考えられる。

県の意見案
意見なし